

政令第三百九十四号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令

内閣は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第三条第一項、第四条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「特定原産品申告書」、「特定原産品誓約書」又は「申告原産品」とは、それぞれ経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号から第五号まで（定義）に規定する特定原産品申告書、特定原産品誓約書又は申告原産品をいう。

（情報提供の期間）

第二条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める期間は、四十五日とする。ただし、申告原産品に係

る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

(保存書類)

第三条 法第四条第一項（書類の保存）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（その写しを含む。）とする。

一 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者（次号に掲げる者を除く。）イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類

イ 法第四条第一項の物品に係る特定原産品申告書

ロ 法第四条第一項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類

ハ 法第四条第一項の物品に係る特定原産品誓約書

二 本邦からオーストラリアに輸出される物品を生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者 前号イ及びロに掲げる書類

2 法第四条第二項に規定する政令で定める書類（その写しを含む。）は、次に掲げる書類とする。

一 法第四条第二項の物品に係る特定原産品誓約書

二 法第四条第二項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類

（権限の委任）

第四条 法第五条第一項（資料の提出及び立入検査等）の規定による財務大臣の権限は、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所。次項において「主たる事務所等」という。）の所在地を所轄する税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限を特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所等の所在地を所轄する税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

3 税関長は、前項の規定により税関の支署その他の税関官署の長に権限を委任したときは、その内容を公

告しなければならない。

4 前項の規定による公告は、当該公告をすべき事項を税関の見やすい場所に掲示してするものとする。ただし、必要があるときは、他の適当な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙にこれを掲げる方法その他の方法を併せて行うことができる。

#### 附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。